

## 安全保障理事会決議 2106 (2013)

2013年6月24日、安全保障理事会第6984回会合にて採択

安全保障理事会は、

決議 1265 (1999)、1296 (2000)、1325 (2000)、1612 (2005)、1674 (2006)、1738 (2006)、1820 (2008)、1882 (2009)、1888 (2009)、1889 (2009)、1894 (2009)、1960 (2010)、1998 (2011) および 2068 (2012) 並びに全ての関連する安保理議長諸声明の、相互に強化しあうやり方での、継続したそして完全な履行に対する安保理の公約を再確認し、

2013年3月12日の報告書 (S/2013/149) について事務総長に感謝したそこに含まれた分析と勧告に留意するが、武力紛争下および紛争後の状況における性的暴力を防止する決議 1960 (2010) の重要な側面の遅い履行に懸念を深く残しつつまた事務総長報告書において証拠付けられたように世界の至る所でのそのような状況において性的暴力が生じているということに留意し、

2013年4月11日のロンドンでのG8外相会合により採択された紛争下の性的暴力防止に関する閣僚宣言とこれに関連したその約束を認識し、

性的暴力犯罪の首尾一貫したまた厳格な起訴並びに武力紛争下の性的暴力の根本原因に対処することにおける国の主体的取組と責任は、抑止と防止の中心であるが、武力紛争下の性的暴力は文化的な現象または戦争の必然的な結果若しくは大した犯罪ではないという神話への挑戦でもあることを認識し、

女性に対するあらゆる形態の暴力と戦う取組における女性の政治的、社会的および経済的地位と能力の向上、ジェンダー平等並びに男性や少年の入隊は、武力紛争下と紛争後の状況における性的暴力を防止するための長期の取組の中心であることを確認し、そして女性および平和並びに安全に関する決議 1325 (2000) とその後の諸決議の履行のための一連の指針に基づく現行の活動に留意する一方で、決議 1325 (2000) の完全な履行の重要性を強調し、そしてこの分野における UN-ウィメンの努力を認識し、

武力紛争下と紛争後の状況における性的暴力は、女性と少女、並びにとりわけ脆弱または具体的に対象を特定された集団に過剰に影響すること、そしてまた男性と少年そして家族の構成員に対する性的暴力の強制された目撃者として二次的に傷つけられた者にも影響していることに留意し、そしてそのような状況における性的暴力の行為は、社会に対する女性の決定的な貢献をひどく妨害するばかりでなく恒久的平和と安全並びに持続可能な発展をも妨害することを強調し、

国家が、自国領域内および国際法によって規定された自国の管轄権に従っている全ての人の人権を尊重しまた確保する主要な責任を負っていることを認識し、そして武力紛争の当事者が文民の保護を確保する主要な責任を負っていることを再確認し、

国連憲章に従った全ての国家の主権、領土保全および政治的独立に対する安保理の尊重を再確認し、

国際刑事裁判所（ICC）のローマ規程およびアド・ホックな国際刑事法廷の規程にさまざまな性的暴力犯罪が含まれていることを想起し、

輸出締約国が、条約が扱う通常兵器の危険若しくはジェンダーに基づく暴力の重大行為または女性や子どもに対する暴力の重大行為を行うか若しくは促進するために用いられた品目の危険を考慮するものとするという武器貿易条約の規定に留意し、

国際人道法が、レイプおよび性的暴力の他の形態を禁止していることを更に想起し、

武力紛争下と紛争後の状況における性的暴力に対処することを含む、国際人道法、人権法および難民法の遵守を強化する道具としての非国際連合治安部隊に対する国際連合支援についての人権の適切な評価政策を想起し、

事務総長報告書を審議してそして本決議は、事務総長報告書に言及された状況が、ジュネーブ条約およびその追加議定書の文脈の範囲内の武力紛争であるか否かに関してなんらかの法的決定を行うことを求めるものではなく、またこれらの状況に関与した非国家当事者の法的地位を害するものでもないことを強調し、

1. 戦争の方法または戦術として若しくは一般住民に対する広範なまたは組織的な攻撃の一部として用いられ若しくは任務を与えられた場合、性的暴力は武力紛争の状況を著しく悪化させそして長引かせることがありそして国際的な平和と安全の回復を妨害することもあり得ることを確認し、そのような行為を予防しまた対応する効果的な措置は、国際的な平和と安全の維持に著しく貢献することをこれに関連して強調し、そしてあらゆる予防と保護対応への不可欠なものとしての女性の参加を強調する。

2. 性的暴力は、人道に対する罪またはジェノサイドに関する要素をなす行為を構成することがあることに留意し、武力紛争下のレイプおよび重大な性的暴力の他の形態は戦争犯罪であることを更に想起し、加盟国に対し、そのような犯罪に責任を有する自国の管轄権に従っている者を捜査することまた起訴することにより刑事責任の免除と戦い続ける自国の関連義務を遵守することを求め、加盟国に対し、そのような行為の起訴を可能にする国の刑事法令にあらゆる種類の性的暴力を含めることを奨励し、武力紛争下の性的暴力の効果的な捜査と証拠書類調べは、実行者を訴追することと生存者の司法へのアクセスを確保することの双方の助けとなっていることを認識する。

3. 女性および少女に対して犯された国際的に関心がある最も重大な犯罪に対する刑事責任の免除に対する戦いが、ICC、アド・ホックおよび混合法廷並びに国内法廷の特別裁判部の活動を通して強化されてきたことに留意し、刑事責任の免除と戦いまた適切な方法で責任を確認することを強制的に続ける安保理の意図をくり返し表明する。

4. 適切な場合には、あらゆる種類の司法的および非司法的措置を含みつつ、武力紛争下および紛争後の状況における移行期司法に対する包括的対処方法の重要性に注意を喚起する。

5. 武力紛争下と紛争後の状況における性的暴力および安保理自身の活動における他の女性および平和並びに安全の責務についてのより組織的監視と注意の必要性を認識し、これに関連して、仲介、紛争後の復興および平和構築のあらゆる側面において女性の参加を確保するためまた特に、平和維持と政治的任務の設立と再検討、声明書、国家訪問、事実調査任務、国際審査委員会、地域的機関との協議および関連する安全保障理事会制裁委員会の活動におけるものを含む、紛争下の性的暴力に対処するため、任意であらゆる手段を、適切な場合には、使用する安保理の意図を表明する。

6. 予防および対応のための基礎としての時宜を得た、客観的な、正確なそして信頼に足る情報の必

要性を認識しそして事務総長および関連する国際連合組織に対し、武力紛争下と紛争後の状況並びに適切な場合には決議 1888 (2009) の履行に関連する他の状況におけるレイプを含む、紛争関連性的暴力に関する、監視、分析および報告取極の創設と履行を促進しまた各国の特殊性を考慮することを要請する。

7. 女性および平和並びに安全に関する安全保障理事会決議の履行を促進するための決議 1888 に従った女性の保護アドバイザー (WPA) の更なる展開を求めそして事務総長に対し、WPA の必要性および数並びに役割はそれぞれの国際連合平和維持および政治的活動の立案と再検討の間じゅう組織的に判断されることを確保しそしてこれらの専門家が時宜を得た方法で適切に訓練されそして展開されることを確保することを求め、そして関連する平和維持の、人道的、人権の、政治的そして治安上の関係者の調整された対応を促進することにおいて紛争下の性的暴力に対する国連行動の役割を認識しまたこれらの部門全体にわたる高められた調整、情報共有、分析、対応の立案および実施の必要性を強調する。

8. ジェンダーの観点、あらゆる活動要素による政策、立案および実施において主流化されていることを確保するジェンダーアドバイザーの別個の役割を認識し、事務総長に対し、関連する国際連合平和維持および政治活動並びに人道援助活動にジェンダーアドバイザーを展開することまた全ての関連する平和維持および文民要員の包括的なジェンダー訓練を確保することを継続することを求める。

9. 武力紛争下と紛争後の状況において国際連合審査委員会が、必要な場合には、そのような犯罪を正確に証拠づけるための性的およびジェンダーに基づく犯罪の専門知識を有していることを確保することについての国際連合組織の努力を認識しそして全ての加盟国に対し、これらの努力を支援することを奨励する。

10. 性的暴力のあらゆる行為を武力紛争の当事者が直ちに完全に停止することを求める安保理の要求およびこれらの当事者が性的暴力と戦うための具体的な期限を定めた誓約、それは特に性的暴力を禁止する指揮系統を通じた明確な命令の発布とこれらの命令違反に対する責任、行動規範、軍事および警察分野の手引き書または同等のものにおける性的暴力の禁止を含むものとする、を行いそして実施しまた申し立てられた人権侵害の時宜を得た捜査に関する具体的な誓約を行いそして実施するという安保理の求めをくり返し表明し、また全ての関連する武力紛争の当事者に対し、そのような誓約の枠組におい

て、その実施を監視する適切な国際連合活動の要員と協力することを更に求め、そして当事者に対し、そのような誓約の実施を確保するために責任があるハイ・レベルな代表を、適切な場合には、指名することを求める。

11. 女性、女性組織を含む市民社会、および性的暴力に対処することに関して武力紛争の当事者に影響力を及ぼしている公式や非公式な共同体の指導者、により果たされることができると重要な役割を強調する。

12. 仲介努力、停戦および和平合意において関連する時は何時でも、武力紛争における性的暴力に対処することの重要性をくり返し表明し、事務総長、加盟国そして適当と認められる場合には地域的機構に対し、戦争の方法または戦術として若しくは一般住民に対する広範なまたは組織的な攻撃の一部としてそれが用いられた状況における、仲介者や特使が、女性、女性組織を含む市民社会および性的暴力の生存者とのものを含む、性的暴力の問題に関与することを確保しそしてそのような関心が、安全取極や移行期司法制度に関連したものを含む、和平合意の具体的な規定に反映されていることを確保することを要請し、停戦により禁止された行為の定義および停戦監視規定に性的暴力を含めることを促し、紛争解決過程の文脈において恩赦規定から性的暴力犯罪を排除する必要性を強調する。

13. 指定のための関連基準の範囲内にありそして決議 1960 (2010) に一致した場合、既存の制裁委員会が、紛争における性的暴力を実行したか指示した者に対する対象を特定した制裁を適用することを促しそして武力紛争の状況下の対象を特定した制裁を採択するか更新する場合、レイプや重大な性的暴力の他の形態の行為に関連する指定基準を、適当と認められる場合に、含むことを審議する安保理の意図をくり返し表明する。

14. 性的暴力の防止における国際連合平和維持活動派遣部隊の役割を認識し、そしてこれに関連して、部隊および警察提供国派遣部隊の展開前と任務中の全ての訓練に、性的およびジェンダーに基づく暴力についての、そして子どもの別個の必要性も考慮する、訓練を含めることを求め、部隊および警察提供国に対し、平和活動に勧誘されそして展開された女性の数を増やすことを更に奨励する。

15. 事務総長に対し、国際連合要員による性的搾取および虐待に関するゼロ・トレランス政策を実施するための取組を続けそして強化することを要請しまた関係する加盟国に対し、自国民がそのような行

為に関与した場合には、起訴を含む十分な説明責任を確保することを促す。

16. 事務総長および関連する国際連合組織に対し、以下の事柄における、性的暴力の懸念に明白に対処することにおいて、女性の効果的な参加と共に、国家当局を支援することを要請する。

(a) 特に宿営場所における女性と子どものための並びに宿営場所に極近く接近したところのまた帰還した共同体における文民のための保護制度を設立することによるものまた武装集団に以前関連していた女性と子ども並びに元戦闘員に対し心の痛手と社会復帰への支援を申し出ることによるものを含む、武装解除、動員解除および社会復帰過程。

(b) 性的暴力の行為を行ったまたはそれに対して責任を有する者を治安部門から排除するため、治安部門と効果的な詳しい調査過程に、より多くの女性を含めることを奨励しつつ、治安要員のための十分な訓練の提供を通じたものを含む、治安部門改革過程と取極。

(c) 性的暴力に対処する立法および政策改革を通じたものを含む、司法部門改革活動、司法と治安部門の専門家の性的およびジェンダーに基づく暴力の訓練とこれらの部門における専門家レベルに、より多くの女性を含めること、そして証人の個別の必要性および保護並びに武力紛争下と紛争後の状況における性的暴力の生存者またその家族を考慮した司法手続。

17. 武装集団および軍隊に強制的に拉致されてきた女性並びに子どもは、武力紛争下と紛争後の状況において性的暴力に特に脆弱であることを認識しそしてそのようなものとして武力紛争の当事者が、自らの仲間からそのような人を直ちに特定しそして解放することを要求する。

18. 関係加盟国に対し、刑事責任の免除に対する制度上の防衛手段を強化するための幅広い取組の一部として武力紛争下と紛争後の状況における性的暴力に対処する法の支配と文民と軍事の司法制度の能力を強化するため適切な場合には決議 1888 (2009) に従って設立された国際連合専門家チームの専門知識に頼ることを奨励する。

19. 性的暴力の生存者に時宜を得た支援を提供することの重要性を認識し、国際連合組織および援助供与者に対し、性的および生殖医療、心理社会的、法的と暮らしの支援を含む、無差別そして包括的な公共医療並びに性的暴力の生存者のための他の多部門にわたるサービスを、障害者の具体的必要性を考慮しつつ、提供することを促し、性的暴力の生存者に上述のサービスを提供するため資源を増加しそして能力を強化するために国の制度と地方の市民社会ネットワークへの支援を求め、加盟国および援助供

与者に対し、ローマ規程により設立された被害者信託基金とその実施協力機関のような性的暴力の被害者を支援する国のそして国際的な計画を支援することを奨励し、そして関連する国際連合組織に対し、ジェンダーに基づく暴力対応とサービスの提供の調整に資源の割り当てを増加することを要請する。

20. 武力紛争下と紛争後の状況における性的暴力と HIV 感染症との関連およびジェンダー平等に対する執拗な障害と課題としての女性と少女についての HIV と AIDS の過剰な重荷に留意しそして国際連合組織、加盟国および援助供与者に対し、武力紛争下と紛争後の状況において HIV と AIDS と共に生活しているかまたは影響を受けた女性と少女に持続可能な支援を提供するため、国の保険制度と市民社会ネットワークの能力を策定しそして強化することを支援することを促す。

21. 女性組織を含む、市民社会組織とネットワークが、武力紛争下と紛争後の状況における性的暴力に対する地域社会レベルの保護を高めることおよび裁判と賠償にアクセスする生存者を支援することに果たすことができる重要な役割を強調する。

22. 事務総長が、女性および平和並びに安全の諸決議および本決議の履行について安保理に年次報告書を提出することそして 2014 年 3 月までに彼の次の報告書を提出することを続けることを要請する。

23. この問題に引き続き積極的に取り組むことを決定する。